



株式
会社 **中山製鋼所**

証券コード 5408

第120回定時株主総会招集ご通知添付書類

第120期 (平成25年度) 報告書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

CONTENTS

株主の皆様へ	P. 1
事業報告	P. 1
連結計算書類	P. 15
計算書類	P. 18
連結計算書類に係る 会計監査人の監査報告書 謄本	P. 21
会計監査人の監査報告書 謄本	P. 22
監査役会の監査報告書 謄本	P. 23

「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.nakayama-steel.co.jp/>）に掲載しておりますので、本報告書には記載しておりません。従って、本報告書に含まれる連結計算書類および計算書類は、監査役会または会計監査人が監査報告または会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

株主の皆様へ

平素は、格別のご厚情を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

さて、当社は平成26年3月31日をもって第120期を終了いたしましたので、ここに事業の概況等につきましてご報告申し上げます。

平成26年6月

代表取締役社長 森田 俊一



第120期事業報告 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、金融政策や財政政策などの政府の経済対策により昨年までの円高が是正され輸出環境は好転し、また堅調な内需に加え消費税増税前の駆け込み需要などを背景に、緩やかに回復してまいりました。

普通鋼電炉業界におきましては、建設向け需要が堅調に推移したものの、中国の供給過剰によるアジア地域での鉄鋼需給の緩和、電力・ガス料金等の大幅な上昇など、依然として不透明な要因が多く、厳しい環境が続いております。

このような厳しい経営環境のもと、当社グループにおきましては、平成25年3月28日に発表しました事業再生計画に沿って、次のとおり財務にかかる施策を実行してまいりました。

平成25年7月9日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社とし、連結子会社である中山三星建材株式会社、中山通商株式会社、三星商事株式会社、三星海運株式会社および三泉シヤー株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。これに伴い、負ののれん発生益70億31百万円を特別利益に計上し、資本剰余金が46億53百万円増加いたしました。

当社は、平成25年6月20日に株式会社地域経済活性化支援機構および当社に対して金融債権を有する関係金融機関等より債務免除等の金融支援に関する同意をいただいたことにより、平成25年8月27日付で関係金融機関等より602億9百万円の債務免除を受け、同額の債務免除益を特別利益に計上いたしました。

また、当社は、平成25年8月27日に新日鐵住金株式会社、阪和興業株式会社、日鐵商事株式會社（現 日鉄住金物産株式会社）、エア・ウォーター株式会社、



大阪瓦斯株式会社および大和P I パートナース株式会社を引受先とする第三者割当増資を実行いたしました。これにより、当社は346,636千株の新株式を発行するとともに、90億12百万円の払い込みを受け、資本金、資本剰余金ともにそれぞれ45億6百万円増加いたしました。

これらの施策の実行により、当社グループの財務状況は大幅に改善し、第1四半期連結会計期間末における債務超過の状況は解消いたしました。

【鉄鋼事業】

鉄鋼事業につきましては、不採算製品の販売絞り込みによる鋼材販売数量の減少を圧延受託の増加で補うとともに、鉄スクラップなどの主原料価格や電力およびガス料金などのユーティリティコストが高騰する中で、お客様のご理解を得ながら鋼材販売価格の改善を図りました。また、前連結会計年度に実施した減損損失の計上による減価償却費負担の軽減効果に加え、徹底した経費削減や工場の操業改善など、より一層のコスト削減を推し進めた結果、売上高は前連結会計年度に比べ、30億25百万円増収の1,298億1百万円、経常利益は85億25百万円増益の22億80百万円となりました。

【エンジニアリング事業・不動産事業】

エンジニアリング事業につきましては、一部事業

の縮小により受注量が減少したものの、その他の魚礁や鋳機事業の受注が増加したことや固定費の削減を進めたことなどで、売上高は前連結会計年度に比べ、1億45百万円減収の19億23百万円、経常利益は94百万円増益の2億20百万円となりました。

不動産事業につきましては、賃貸収入を中心に安定した収益を確保したことに加え、遊休地の賃貸活用を促進したことにより、売上高は前連結会計年度に比べ、92百万円増収の6億20百万円、経常利益は86百万円増益の3億36百万円となりました。

なお、化学事業につきましては、平成25年2月28日に当社グループが保有する南海化学株式会社の全株式を南海グローバルケミ株式会社に譲渡いたしましたので、前第4四半期連結会計期間に南海化学株式会社および富士アミドケミル株式会社を連結の範囲から除外したことにより、当連結会計年度において実績はありません。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比べ、93億4百万円減収の1,323億45百万円、営業利益は78億76百万円増益の33億38百万円、経常利益は83億21百万円増益の22億77百万円、特別利益に前記記載の債務免除益602億9百万円などを計上したことにより、当期純利益は1,228億22百万円増益の660億71百万円となり、5年ぶりに黒字化を達成することができました。



当事業年度の単独決算につきましては、売上高は、前事業年度に比べ51億84百万円増収の909億64百万円となり、営業利益は71億96百万円増益の6億1百万円、経常損益は76億42百万円改善したものの8億67百万円の損失、当期純利益は1,119億28百万円増益の572億79百万円となり、経常利益を除き連結決算と同様に5年ぶりの黒字となりました。

当期の期末配当につきましては、財務状況が大幅に改善されたものの配当の財源となる剰余金は、単独決算においてマイナスの状況であり、誠に遺憾ではございますが、前期の期末配当に引き続き、無配とさせていただきたいと存じます。

(2) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動があるものの、政府の経済対策や復興需要の効果に加え東京五輪の特需も徐々に現れ始め、内需主導での緩やかな景気回復が期待されています。しかしながら、アジア地域などの政情不安や中国をはじめとする新興国経済の減速、高止まりを続けている電力およびガス料金などのユーティリティコストの更なる上昇など、先行きの不透明感が懸念されます。

普通鋼電炉業界におきましては、復興需要や東京五輪の特需等により堅調な需要が見込まれるものの、ア

ジア地域での鉄鋼需給の緩和をはじめ、電力料金、鉄スクラップ価格の動向などの懸念材料もあり、先行き予断を許さない状況が続くものと思われます。

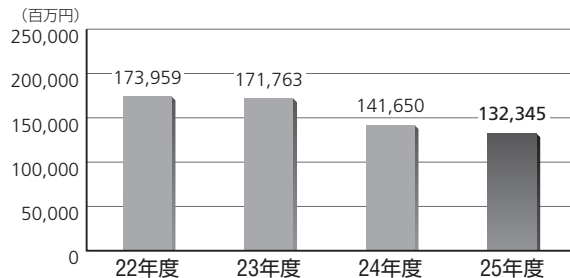
このような経営環境のもと、当社グループは、事業再生計画に基づき、当社の主力事業である鋼材事業（鋼板および棒線）の収益力改善に向けて、高採算製品の拡販、購入鋼片・鉄スクラップなどの原材料コストの低減や工場の操業改善などに取り組み、為替を含む市況の変化に耐えうる強固な事業基盤を構築するとともに、顧客基盤の活用に向けたグループ一体経営の強化および財務体質の改善により、事業の再生を図ってまいります。

事業再生計画の2年目に際して、平成26年6月26日付で組織の一部を改定し新たに経営戦略室を設け、当社の将来計画を立案し、グループ会社を含めた収益の最大化を図る経営戦略などを推進してまいります。また、新日鐵住金グループとのアライアンスの強化や、当社グループの全国拠点を最大限に活用し、お客様に密着した品質・納期面でのきめ細かな対応を図り、顧客満足度の向上を推進してまいります。

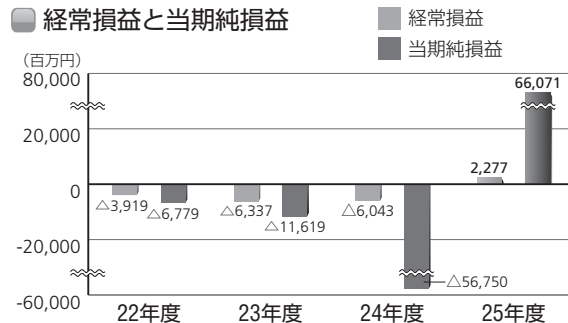
株主の皆様におかれましては、以上の諸事情をご賢察のうえ、今後とも何卒ご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

連結業績ハイライト（参考）

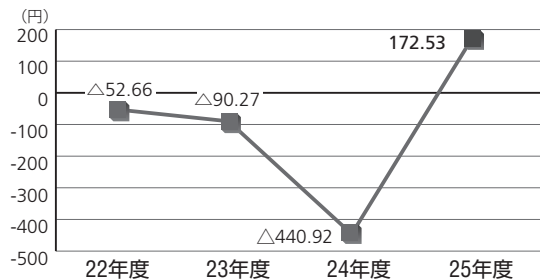
売上高



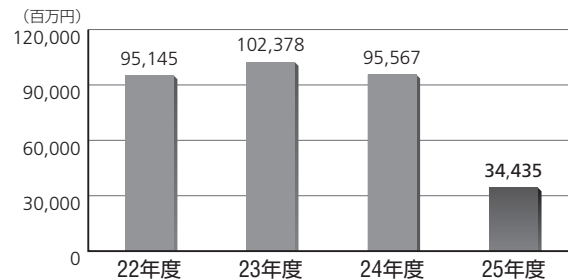
経常損益と当期純損益



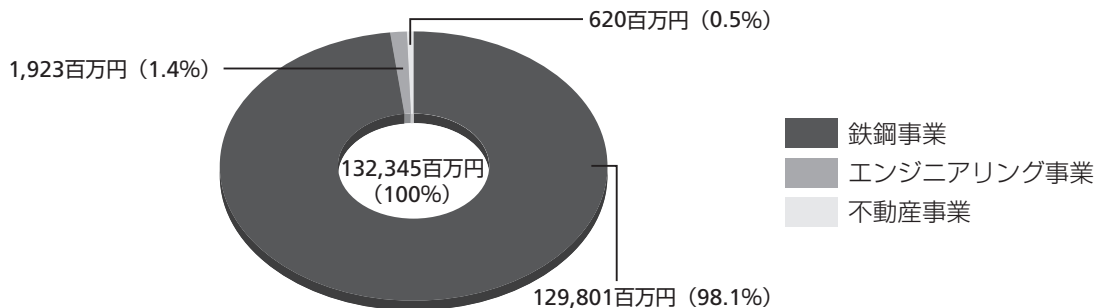
1株当たり当期純損益



有利子負債



セグメント別連結売上高（平成25年度）



(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に当社および連結子会社が実施した設備投資の総額は15億22百万円であり、主なものは既存設備の老朽更新投資、省電力・省エネルギー対策投資等であります。

(4) 資金調達の状況

当社は、平成25年8月27日に新日鐵住金株式会社、阪和興業株式会社、日鐵商事株式會社（現 日鉄住金物産株式会社）、エア・ウォーター株式会社、大阪瓦斯株式会社、および大和P Iパートナーズ株式会社の6社を引受先とする第三者割当増資を実行いたしました。これにより、当社は346,636千株の新株式を発行するとともに、90億12百万円の払い込みを受け、資本金、資本剰余金ともにそれぞれ45億6百万円増加いたしました。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第117期 (平成22年度)	第118期 (平成23年度)	第119期 (平成24年度)	第120期 〔当連結会計年度〕 (平成25年度)
売上高(百万円)	173,959	171,763	141,650	132,345
経常損益(百万円)	△ 3,919	△ 6,337	△ 6,043	2,277
当期純損益(百万円)	△ 6,779	△ 11,619	△ 56,750	66,071
1株当たり当期純損益(円)	△ 52.66	△ 90.27	△ 440.92	172.53
総資産(百万円)	215,322	204,786	109,736	123,372
純資産(百万円)	59,209	49,672	△ 15,863	52,668

(注) 1. △は損失を示しております。

- 1株当たり当期純損益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。
- 第117期につきましては、売上高は鋼材販売価格の改善および販売数量の増加により、前期に比べて増収となりました。経常損益は、在庫影響の改善、構造改革による固定費削減等により大幅に改善いたしましたが、資源高騰による主原料価格の上昇により損失となりました。また当期純損益につきましても、特別損失に鉄鋼事業の構造改革に伴う特別退職金や事業構造改善費用などを計上しましたので損失となりました。
- 第118期につきましては、売上高は円高を背景とした輸入鋼材の増加影響等により、鋼材販売量が減少し減収となりました。経常損益は、原燃料価格の上昇によるコストアップや在庫影響により減益となりました。また当期純損益につきましても、特別損失に厚板工場や遊休資産などの減損損失を計上しましたので損失となりました。
- 第119期につきましては、売上高は鋼材販売量、鋼材販売価格ともに前期を下回り大幅な減収となりました。経常損益は、鉄源多様化による主原料価格の引き下げ、厚板工場休止や人員削減による固定費の削減など徹底したコストダウン等により、前期とほぼ同水準の損失となりました。当期純損益につきましては、特別損失に鉄鋼事業用資産などの減損損失や棚卸資産評価損を計上しましたので大幅な損失となりました。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
中 山 三 星 建 材 株 式 会 社	300 百万円	100.00 %	鉄鋼二、三次製品の製造・販売
中 山 通 商 株 式 会 社	96	100.00	鉄鋼、非鉄金属、機械、原燃料の売買
三 星 商 事 株 式 会 社	46	100.00	鉄鋼製品、建築資材の販売
三 星 海 運 株 式 会 社	56	100.00	陸運・海運業、倉庫業、損害保険代理業
中 山 興 産 株 式 会 社	100	100.00	不動産の売買・仲介・管理、警備保障等
三 泉 シ ャ ー 株 式 会 社	60	100.00	鉄鋼二、三次製品の製造・販売

(注) 中山三星建材株式会社、中山通商株式会社、三星商事株式会社、三星海運株式会社、および三泉シャヤー株式会社の連結子会社5社は、平成25年7月9日付の株式交換により当社の完全子会社となりました。

(7) 主要な事業内容

区 分	主 要 品 目	
鉄 鋼 事 業	鋼 鋼 板	熱延鋼帯、厚板、中板、縞板、鍍金鋼帯
	材 条 鋼	線材、バーインコイル、棒鋼、軽量C形鋼、パイプ、線材二次製品
	鋼片、副産物等	
エ ン ジ ニ ア リ ン グ 事 業	海洋（鋼製魚礁・増殖礁）、ロール、バルブ、機械加工等	
不 動 産 事 業	不動産の賃貸・売買	

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

本 社 ・ 船 町 工 場	大阪市大正区船町一丁目1番66号
東 京 営 業 所	東京都中央区日本橋二丁目15番5号 PMO日本橋二丁目 9階
名 古 屋 営 業 所	名古屋市中村区名駅三丁目22番8号 大東海ビル 8階

② 重要な子会社

会 社 名	本 社 所 在 地	主 要 な 営 業 所 お よ び 工 場
中 山 三 星 建 材 株 式 会 社	堺 市 堺 区	苫小牧工場、清水工場、名古屋工場、堺工場、田布施工場(山口県)、丸亀工場、大分工場、都城工場、辰口工場(石川県)
中 山 通 商 株 式 会 社	大 阪 市 西 区	大阪支店、東京支店、名古屋支店、福岡支店、仙台支店
三 星 商 事 株 式 会 社	大 阪 市 西 区	札幌営業所、関東営業所、浜松営業所、三重営業所、兵庫営業所、岡山営業所、大分営業所
三 星 海 運 株 式 会 社	大 阪 市 西 区	東京営業所、清水営業所、武豊営業所(愛知県)、大分営業所、宮崎営業所
中 山 興 産 株 式 会 社	大 阪 市 大 正 区	
三 泉 シ ャ ー 株 式 会 社	大 阪 市 浪 速 区	

(9) 従業員の状況

事 業	鉄鋼事業	エンジニアリング事業	不動産事業	全 社 (共 通)	合 計	前期末比 増 減 数
従業員数(名)	985	21	43	40	1,089	46名減

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数(当社および子会社から当社および子会社以外への出向者を除き、当社および子会社以外から当社および子会社への出向者を含む)であります。
2. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	7,916 百万円
株 式 会 社 地 域 経 済 活 性 化 支 援 機 構	6,262
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	4,422
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	3,034
株 式 会 社 あ お ぞ ら 銀 行	2,955
株 式 会 社 福 岡 銀 行	2,665

(11) その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 700,000,000株
(2) 発行済株式の総数 630,792,561株（うち自己株式 2,685,153株）
(3) 株 主 数 12,686名
(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
新 日 鐵 住 金 株 式 会 社	107,087 千株	17.04 %
阪 和 興 業 株 式 会 社	80,585	12.82
日 鉄 住 金 物 産 株 式 会 社	54,085	8.61
大 和 P I パ ー ト ナ ー ズ 株 式 会 社	54,085	8.61
エ ア ・ ウ ォ ー タ ー 株 式 会 社	47,298	7.53
中 山 三 星 建 材 株 式 会 社	25,194	4.01
中 山 通 商 株 式 会 社	22,664	3.60
三 星 海 運 株 式 会 社	19,471	3.10
三 星 商 事 株 式 会 社	19,337	3.07
大 阪 瓦 斯 株 式 会 社	19,230	3.06

（注）持株比率は自己株式（2,685,153株）を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	森 田 俊 一	営業、購買、製造、安全防災環境部門、エンジニアリング事業統括 兼 経営支援室長 管理部門統括
専 務 取 締 役	箱 守 一 昭	
常 務 取 締 役	中 村 佐知大	
監 査 役（常 勤）	守 屋 隆 男	
監 査 役	福 西 惟 次	
監 査 役	川野辺 弘 文	

（注）1. 監査役福西惟次、川野辺弘文の両氏は、社外監査役であります。なお、当社は福西惟次氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

2. 監査役の財務および会計に関する相当程度の知見については以下のとおりです。

（1）監査役福西惟次氏は、他社での経理担当役員や財務実務を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

（2）監査役川野辺弘文氏は、他社において財務・経理部門で長年にわたり実務を経験され、さらに経理担当役員を経験されるなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3. 当事業年度中の取締役および監査役の異動

（1）就任

平成25年6月18日開催の第119回定時株主総会において、新たに森田俊一、中村佐知大の両氏が取締役に、守屋隆男、川野辺弘文の両氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

（2）退任

取締役藤井博務、渡邊秀幸、吉村 敏、山本有男および松岡雅啓の5氏は、平成25年6月18日開催の第119回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

監査役笹部隆夫および榎本比呂志の両氏は、平成25年6月18日開催の第119回定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取 締 役	8 名	53 百万円	
監 査 役	5	13	うち社外3名5百万円
計	13	67	

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 支給人員には、当事業年度中に退任した取締役5名および監査役2名が含まれております。
3. 取締役の報酬限度額は、平成元年6月29日開催の第95回定時株主総会決議において月額2,500万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成5年6月29日開催の第99回定時株主総会決議において月額350万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係および主要取引先等特定関係事業者との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先と当社との関係	主要取引先等特定関係事業者との関係
社外監査役	福 西 惟 次	該当事項なし	該当事項なし
	川 野 辺 弘 文	該当事項なし	該当事項なし

② 主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外監査役	福 西 惟 次	当事業年度開催の取締役会20回のうち20回に出席し、監査役会24回のうち24回に出席しております。 出席した取締役会および監査役会においては、国内外の会社経営歴任やコンサルタントの見地から、適宜質問、確認等、発言を行っております。
	川 野 辺 弘 文	平成25年6月18日就任以降開催の取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会17回のうち17回に出席しております。 出席した取締役会および監査役会においては、主に経験豊かな経営者としての見地から、発言を行っております。

(注) なお、上記のほか会社法第370条および当社定款第28条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回あります。

③ 当社の不祥事等に関する対応の概要

該当事項はありません。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、当社定款第37条に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を当該損害賠償責任の限度としております。

⑤ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額 52百万円

公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 1百万円

合計 53百万円

② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は53百万円であります。

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していませんので、①の金額にはその合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

① 当社が東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第719条第3項第1号ロの規定に基づく書面（債務超過を解消する重要な事項についての公認会計士等の記載書面）を提出するにあたり、有限責任 あずさ監査法人が合意された手続きを実施しております。

② 当社が「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」第17条第1項に基づく賦課金に係る特例の認定の申請をするために、有限責任 あずさ監査法人が再生エネルギー法施行規則第21条第2項第3号に定める公認会計士等の確認を実施しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が適正な監査を遂行することが困難であると認められる場合、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任について、株主総会の議案として提出いたします。

(5) 会計監査人と締結している責任限定契約

該当事項はありません。

6. 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システムに関する基本方針）

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・ コンプライアンス体制に係る規程を遵守し、当社の役員および社員が法令および社会通念等を遵守

した行動をとるための「中山製鋼所役職員行動規範」を周知徹底させるとともに中山製鋼所倫理ホットライン（内部通報制度）と倫理委員会を活用する。

- ・ 法令等遵守の徹底を図るため、コンプライアンス推進部署の活用と教育を行う。
- ・ 内部監査部門は、コンプライアンス推進部署と連携のうえコンプライアンスの状況を監査する。
- ・ 反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求に対してはこれを断固として拒否する。反社会的勢力による不当要求に対しては、外部専門機関と緊密な連携をして組織的に対応する。
- ・ 財務報告に係る内部統制については、「財務報告に係る内部統制」に関する基本方針を制定し、会社法、金融商品取引法、証券取引所規則等への適合性を確保のうえ、十分な体制を整備して運用する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の社内規程に従い適切に保存および管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 当社グループを取り巻く様々なリスクに対して、その発生の未然防止および適切な対応を行うことを目的として、「リスクマネジメント基本規程」を制定し、全社的なコンプライアンスおよびリスクマネジメント推進に係わる課題・対応策を協議・承認する組織として、取締役会の下にコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置する。
- ・ 危機および緊急時の事態が発生した場合、またはそのおそれがある場合には、危機管理本部を設置し、当該リスクの適正な把握に努めるとともに、迅速な対応と損害の拡大を防止する体制を整える。
- ・ 新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役会は、原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上の重要事項について決定を行い、かつ取締役の職務の執行を監督する。その決定および報告は、取締役会付議基準に基づいて行う。
- ・ 執行役員制度を採用し、意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会の監督機能の実効性と執行役員による業務執行の効率性を高める。
- ・ 組織・業務運営については、本部制を採用し、担当組織の業務執行に専念できる体制を構築する。
- ・ 業務運営の状況を把握し、その改善を図るために、内部監査を実施する。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の社内規程に従い、円滑な情報交換を図り適切な経営管理を行い、グループ全体に影響を及ぼす重要な事項については、グループ会社連絡会などで決定する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ内部監査部門などの社員を監査役を補助すべき使用人として任命する。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
任命された使用人に関する人事異動、組織変更等は、監査役会の意見を聞くものとする。
- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役および使用人は、経営の状況、事業の遂行状況、財務の状況、重要な会議などで決議された事項、当社に著しい損害を及ぼす事実、内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項、重大な法令・定款違反、内部通報制度の状況について随時監査役に報告する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会は代表取締役社長と意見交換会を開催するとともに、必要に応じて取締役等と面談をする。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合に、これを受け入れるか否かについては、株主の皆様によって最終的に決定・判断されるべき事項であると認識しております。

当社は、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上するためには、大規模買付者が意図する経営方針や事業計画の内容、株主の皆様や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に対する影響等について、事前の十分な情報開示がなされることが必要であると考えます。また、大規模買付者に対して質問や買収条件等の改善を要求し、あるいは株主の皆様にもメリットのある相当な代替案が提示される機会を確保するため、相応の検討時間・交渉機会等も確保されている必要があると考えます。

そこで、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のため必要かつ相当な手段をとることができるよう、必要なルールおよび手続きを定めることとします。

(2) 基本方針の実現のための取り組みの概要

〔当社株式の大規模な買付行為に関する適正ルール（買収防衛策）の導入〕

当社は、平成20年6月27日開催の第114回定時株主総会において、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の大規模な買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の大規模な買付行為（以下、「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する適正ルール（以下、「本プラン」といいます。）の導入を決議し、平成23年6月29日開催の第117回定時株主総会において内容を一部修正したうえで本プランの継続の件を付議しました結果、株主の皆様のご承認をいただきました。

① 本プランの概要

本プランは、大規模買付者に対し、以下に定めるルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）の遵守、具体的には①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始することを求めるもので、以下の手続きを定めております。

a. 大規模買付者による当社への「意向表明書」の提出

b. 必要情報の提供

c. 検討期間（「取締役会評価期間」）の確保

60営業日：対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合

90営業日：その他の大規模買付行為の場合

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じてファイナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士等の社外の専門家の助言を受け、また独立委員会の意見を聴取しながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為の条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

② 大規模買付ルールが遵守されなかった場合の対抗措置

大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、当社および当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。大規模買付ルールが遵守されている場合には、当社取締役会は仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として具体的対抗措置を発動しません。

③ 本プランの有効期限

本プランの有効期限は、本定時株主総会終了の時点まで（3年間）となっておりますので、本プランの継続につきまして、本定時株主総会において、株主の皆様にお諮りいたします。

(3) 上記取り組みに対する取締役会の判断およびその理由

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本プランを設定することは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

(注) 本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成26年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	82,536	流 動 負 債	27,303
現 金 及 び 預 金	27,296	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	20,272
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	32,264	短 期 借 入 金	3,303
有 価 証 券	47	未 払 金	1,248
商 品 及 び 製 品	11,247	未 払 費 用	1,249
仕 掛 品	2,254	未 払 法 人 税 等	300
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	8,321	賞 与 引 当 金	391
繰 延 税 金 資 産	159	そ の 他	537
そ の 他 金	1,067	固 定 負 債	43,400
貸 倒 引 当 金	△ 122	長 期 借 入 金	31,131
固 定 資 産	40,835	繰 延 税 金 負 債	5,773
有 形 固 定 資 産	35,051	再評価に係る繰延税金負債	1,518
建 物 及 び 構 築 物	4,212	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,211
機 械 及 び 装 置	5,370	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	3
車 両 及 び 運 搬 具	212	環 境 対 策 引 当 金	153
工 具 器 具 及 び 備 品	203	負 の の れ ん	1,301
土 地	24,695	そ の 他	1,307
リ ー ス 資 産	175	負 債 合 計	70,704
建 設 仮 勘 定	181	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	198	株 主 資 本	48,140
ソ フ ト ウ ェ ア	54	資 本 金	20,044
そ の 他	144	資 本 剰 余 金	19,498
投 資 そ の 他 の 資 産	5,585	利 益 剰 余 金	9,369
投 資 有 価 証 券	3,394	自 己 株 式	△ 771
長 期 貸 付 金	57	その他の包括利益累計額	4,527
差 入 保 証 金	1,559	その他有価証券評価差額金	1,074
退 職 給 付 に 係 る 資 産	438	土 地 再 評 価 差 額 金	3,713
繰 延 税 金 資 産	3	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 261
そ の 他	205	純 資 産 合 計	52,668
貸 倒 引 当 金	△ 74	負 債 純 資 産 合 計	123,372
資 産 合 計	123,372		

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目					金 額	
売上高	売上	総	原	高		132,345
						118,840
売上	上	総	利	益		13,505
						10,166
販売費	及	び	一	般		3,338
営業	業	外	収	益		
受取	取	配	当	息	28	
					56	
貸倒	引	当	金	戻	120	
					185	
負債	の	れ	ん	入	16	
					280	
持分	法	に	よ	る		687
営業	外	費	用	利		
支	払	借	の	利	1,003	
					267	
経	常	利	益	息	477	
						1,749
特	別	務	免	除		2,277
債	の	の	れ	ん	60,209	
					7,031	
固	定	資	産	売	124	
					13	
特	別	修	繕	引		67,378
固	定	資	産	除	86	
					72	
特	別	損	失	職	39	
						198
減	損	損	損	損		
税	金	等	調	整		69,457
法	人	税	、	住	738	
					2,612	
法	人	税	等	調		3,350
少	数	株	主	損		66,106
少	数	株	主	利		34
当	期	純	利	益		66,071

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	15,538	10,338	△ 56,725	△ 598	△ 31,446
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	4,506	4,506			9,012
当期純利益			66,071		66,071
自己株式の取得				△ 0	△ 0
自己株式の処分		△ 0		0	0
株式交換による増加		4,653		△ 172	4,481
土地再評価差額金の取崩			22		22
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	4,506	9,159	66,094	△ 172	79,587
当 期 末 残 高	20,044	19,498	9,369	△ 771	48,140

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	709	3,364	—	4,073	11,509	△ 15,863
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						9,012
当期純利益						66,071
自己株式の取得						△ 0
自己株式の処分						0
株式交換による増加						4,481
土地再評価差額金の取崩						22
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	365	349	△ 261	453	△ 11,509	△ 11,055
連結会計年度中の変動額合計	365	349	△ 261	453	△ 11,509	68,531
当 期 末 残 高	1,074	3,713	△ 261	4,527	—	52,668

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成26年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
流 動 資 産		59,136	流 動 負 債		17,437
現金及び預金	金形金	18,729	支払手形	形金	296
受取掛手	金	172	買掛金	金	12,161
売掛金	金	23,634	関係会社短期借入金	金	2,050
有価証券	金	47	未払金	金	973
製半製品	品	3,363	未払費用	金	1,085
副産物	品	2,839	未払法人税等	金	105
仕掛品	品	48	繰延税金負債	金	13
原材料	品	2,256	賞与引当金	金	44
貯蔵品	品	6,336	設備支払手形	金	38
前払費用	金	433	設備未払金	金	419
前払の金	金	252	固定負債	金	249
貸倒引当金	金	93	長期借入金	金	36,764
固定資産		931	繰延税金負債	金	30,551
有形固定資産		△ 2	繰延税金負債	金	2,753
建物	物	35,915	再評価に係る繰延税金負債	金	1,383
構築物	物	16,276	退職給付引当金	金	1,073
機械及び装置	物	1,718	環境対策引当金	金	153
車両及び運搬具	具	674	資産除却債	金	433
工具器具及び備品	品	3,726	その他	金	415
土地	地	0	負債合計		54,202
建物	地	54	(純 資 産 の 部)		
一ス資産	定	9,902	株 主 資 本		36,422
建設仮勘定	定	23	資本	金	20,044
無形固定資産	産	176	資本剰余金	金	28,649
ソフトウェア	ア	104	資本準備金	金	24,895
その他の資産	他	6	その他の資本剰余金	金	3,753
投資その他の資産	産	97	利益剰余金	金	△ 11,671
投資有価証券	券	19,535	その他の利益剰余金	金	△ 11,671
投資関係会社株	式	1,659	繰越利益剰余金	金	△ 11,671
出資金	金	16,083	自己株	式	△ 599
長期前払費用	用	10	評価・換算差額等	金	4,426
前払年金	費	29	その他有価証券評価差額金	金	955
前払保証金	金	480	土地再評価差額金	金	3,471
前払の金	金	1,256	純 資 産 合 計		40,849
貸倒引当金	金	14	負債純資産合計		95,051
資産合計		△ 0			
負債純資産合計		95,051			

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成25年 4 月 1 日から)
(平成26年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目					金 額			
売上 売上 売上 販売 営業 営業 営業 営業 営業 経 特 特 税 法 法 当	上 原 高					90,964		
	上 利 価					85,058		
	総 益					5,906		
	費 及 び 一 般 管 理 費					5,305		
	業 業 利 益					601		
	業 外 収 益				0			
	受 取 利 息							
	受 取 配 当 金							
	そ の 他				63	147		
	業 外 費 用				82			
	支 払 利 息				929			
	そ の 他 失				685	1,615		
	常 損				60,209	867		
	別 利 益					60,249		
	債 務 免 除 益							
	固 定 資 産 売 却 益				40			
	特 別 損 失				91	95		
	固 定 資 産 除 却 損							
	固 定 資 産 売 却 損				4			
	税 引 前 当 期 純 利 益				△493	59,286		
	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税					2,006		
	法 人 税 等 調 整 額							
	当 期 純 利 益				2,500	57,279		

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合 計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金		
					繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	15,538	5,853	3,754	9,607	△ 68,974	△ 598	△ 44,426
事 業 年 度 中 の 変 動 額							
新 株 の 発 行	4,506	4,506		4,506			9,012
当 期 純 利 益					57,279		57,279
自 己 株 式 の 取 得						△ 0	△ 0
自 己 株 式 の 処 分			△ 0	△ 0		0	0
株 式 交 換 に よ る 増 加		14,535		14,535			14,535
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩					22		22
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)							
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	4,506	19,041	△ 0	19,041	57,302	△ 0	80,849
当 期 末 残 高	20,044	24,895	3,753	28,649	△ 11,671	△ 599	36,422

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	616	3,121	3,738	△ 40,688
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
新 株 の 発 行				9,012
当 期 純 利 益				57,279
自 己 株 式 の 取 得				△ 0
自 己 株 式 の 処 分				0
株 式 交 換 に よ る 増 加				14,535
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩				22
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	338	349	688	688
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	338	349	688	81,538
当 期 末 残 高	955	3,471	4,426	40,849

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年 5 月20日

株式会社 中 山 製 鋼 所
取 締 役 会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 和 田 安 弘 ⑩
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 中 畑 孝 英 ⑩
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 浅 野 豊 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社中山製鋼所の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中山製鋼所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成26年5月9日開催の取締役会において、平成26年6月26日開催予定の第120回定時株主総会に、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分について付議することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成26年 5 月20日

株式会社 中山製鋼所
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 和田 安 弘 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 畑 孝 英 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 浅 野 豊 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中山製鋼所の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第120期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成26年5月9日開催の取締役会において、平成26年6月26日開催予定の第120回定時株主総会に、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分について付議することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第120期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社・船町工場の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役や内部監査部門及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容に検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認められ、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月26日

株式会社 中山製鋼所 監査役会

常 勤 監 査 役	守 屋 隆 男	印
社 外 監 査 役	福 西 惟 次	印
社 外 監 査 役	川 野 辺 弘 文	印

以 上

× 毛

メモ

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
期末配当金受領 株主確定日	毎年3月31日
中間配当金受領 株主確定日	毎年9月30日
定時株主総会	毎年6月
単元株式数	1,000株
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座 管理機関	
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 電話 0120-094-777 (通話料無料)
上場証券取引所	東京証券取引所 市場第一部
公告の方法	電子公告 http://www.nakayama-steel.co.jp/ ただし、電子公告によることができない 事故その他のやむを得ない事由が生じた ときは、日本経済新聞に掲載して行う。

(ご注意)

1. 株主様の住所変更、単元未満株式の買取・買増請求その他各種手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行本支店にでもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

単元未満株式をご所有の株主様へ 単元未満株式(1～999株)の買取・買増制度のご案内

当社では、市場でお取引できない単元未満株式(1～999株)の買取制度および買増制度を採用しております。手数料は無料ですので、ぜひご活用ください。

※買取制度：ご所有の単元未満株式(1～999株)を当社が買い取らせていただく制度です。

買増制度：単元未満株式をご所有の場合に、あわせて1,000株にするに必要な株式を当社から市場価格で買い増しすることができる制度です。

特別口座で株式をご所有の株主様へ

2009年1月5日から実施された株券の電子化に際して、株式会社証券保管振替機構（株券を証券会社を通じて「ほふり」に預託）をご利用されなかった当社株式につきましては、三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された「特別口座」にその内容が記録されました。

特別口座においては、単元未満株式の買取をご利用の場合を除き、株式を売買することができませんので、特別口座で株式をご所有の株主様におかれましては、ご所有の当社株式を証券会社のお取引口座へお振替えされることをおすすめいたします。

【お問い合わせ先】

＜証券会社等の口座に株式をご所有の株主様＞
口座を開設されている証券会社等

＜特別口座で株式をご所有の株主様＞
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部



**NAKAYAMA
STEEL WORKS, LTD.**

<http://www.nakayama-steel.co.jp/>



この冊子は環境に配慮した植物油インキを使用しています。